

役員報酬に関する規程

制定 平成 30 年 1 月 30 日(総会)
(平成 30 年 4 月 1 日公益社団法人)

第1章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会(以下「本協会」という。)定款第 26 条の規定に基づき、役員報酬に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、役員を次のとおり区分して適用する。

- (1) 常勤の理事 本協会に週3日以上勤務する理事
- (2) 常勤の理事以外の役員

第2章 勤務

(休日)

第 3 条 常勤の理事の休日については、土曜・日曜、祝祭日のほか、協会が定める日とする。

第3章 常勤の理事の報酬

(常勤の理事の報酬)

第 4 条 常勤の理事の報酬(以下「年俸」という。)は、総額で25,000千円を限度とする。

2 各常勤の理事の年俸額は、国家公務員の指定職俸給表 4 号俸までの範囲内で、理事会の承認を得て会長が定める。

(年俸の支給方法)

第 5 条 常勤の理事の年俸の支給方法は、月額(以下「本給」という。)とし、年俸に 12 分の 1 を乗じて得た額(100 円未満の端数が生じたときには、50 円未満の端数を切り捨て、それ以上を切り上げた額)とする。

(本給の締切日、支給日)

第 6 条 常勤の理事の本給は、毎月25日(その日が休日の場合は、その前日の休日でない日)に支給する。

2 前項の本給の計算期間は、その月の1日から末日までとする。

第4章 常勤の理事以外の役員報酬

(常勤の理事以外の役員報酬)

第7条 常勤の理事以外の役員報酬は、無報酬とする。

第5章 退職金

(退職金)

第8条 常勤の理事の退職金については、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 基本退職金
- (2) 功労加給金

(退職金の算定)

第9条 前条第1号の基本退職金は任期終了時の年俸に12分の1を乗じて得た額に勤続年数を乗じた額を基本退職金とする。

- 2 前条第2号の功労加給金は、在職中の功績顕著な常勤の理事に対して理事会の承認を得て、会長は支給することができる。
- 3 前条第2号の功労加給金は役職の種類、就任期間を考慮のうえ基本退職金の2分の1を超えない範囲で支給することができる。

(不支給)

第10条 協会の名誉を毀損もしくは重大な損害を協会に与えた常勤の理事には、会長は退職金を不支給とすることができる。

(勤続年数の計算)

第11条 勤続年数の算定は、常勤の理事に就任の日の属する月から、任期終了の日が属する月までとする。

- 2 前項の年数に1年未満の端数があるときには、6ヶ月未満は切り捨て、6ヶ月以上は1年として計算する。

(社員総会の決議)

第12条 第10条の適用にあたっては、会長は理事会の承認を経て、社員総会の決議を得るものとする。

附 則

- 1 この規程は平成30年1月30日から施行する。
- 2 常勤の役員の報酬等に関する規程(平成13年4月20日制定)は、廃止する。
- 3 廃止した常勤の役員の報酬等に関する規程の旧第6条の通勤手当の取り扱いは、平成30年3月末日まで適用する。